大野東小学校学校関係者評価委員会設置運営要項

廿日市市立大野東小学校

(設置)

第1条 廿日市市立大野東小学校における学校経営目標達成に係る自己評価の客観性を高め、学校経営の改善に資するため、学校関係者評価委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。
 - (1) 大野東小学校の中期・短期経営目標及び各種具体的計画等に対して意見を述べること。
 - (2) 大野東小学校の自己評価結果及び改善方策について報告を受け、これに対する意見を述べること。
 - (3) 学校経営目標の達成状況や取組みの状況等の検証結果及び教育活動その他学校運営の改善に関する意見等についてまとめること。

(構成)

- 第3条 委員は6名以内とし、学校評議員、PTA関係者、地域住民、有識者の中から校長が委嘱する。
- 2 委員の任期は、委嘱の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

- 第4条 委員会は、必要に応じて校長が招集する。
- 2 会議の議長は、校長とする。
- 3 校長は、必要があると認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、大野東小学校学校評価委員会において行う。

(その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附則

この要項は、平成19年12月20日から施行する。